

第5回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会 会 議 次 第

日 時：平成16年5月27日(木)午後1時

場 所：白 河 関 の 里

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第13号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

報告第14号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算
について

報告第15号 住民意識調査結果について

報告第16号 住民説明会開催結果について

(2) 協議事項

協議第17号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会補正予算
(第1号) (案) について

(3) 継続協議事項

協議第14号 白河市、表郷村、大信村の庁舎機能について

協議第15号 法定協議会への移行について

(4) その他

4 閉 会

第5回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

報告事項

報告第13号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

報告第14号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算
について

報告第15号 住民意識調査実施結果について

報告第16号 住民説明会開催結果について

報告第13号

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

平成16年4月27日から平成16年5月27日までの、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会に関する活動状況について次のとおり報告します。

1. 会議等

期 日	項 目	会 場
4月27日(火)	第4回正副会長会議	白河市役所
5月14日(金)	第4回幹事会	白河市役所
5月18日(木)	第5回正副会長会議	白河市役所
5月27日(木)	第5回任意協議会	白河関の里

※分科会・専門部会については、随時開催中

2. 住民への周知・意識調査

期 日	項 目	会 場
5月25日(火)	協議会だより（第4号）の発行	

3. 住民説明会等

期 日	項 目	会 場
5月10日(月) ～17日(月)	表郷村主催「市町村合併住民説明会」	表郷村内 24 会場
5月11日(火) ～6月9日(金)	白河市中心公民館「白寿学級」等に対する 合併に関する説明会	白河市内 7 会場

平成15年度 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算書

収入 (単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	4,731,000	4,731,000	4,731,000	0	0
2	県支出金	8,000,000	8,000,000	8,000,000	0	0
4	諸収入	1,000	2,390	2,390	0	1,390
収入合計		12,732,000	12,733,390	12,733,390	0	1,390

支出 (単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	協議会費	12,505,000	11,830,060	0	674,940	674,940
2	予備費	227,000	0	0	227,000	227,000
支出合計		12,732,000	11,830,060	0	901,940	901,940

差引残額 (収入済額－支出済額) 12,733,390円－11,830,060円＝903,330円 (平成16年度へ繰越)

平成15年度 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算事項別明細書

収入

(単位:円)

款 項 目	予 算				現 額			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	区 分	節 額						
						金 額	金 額					
1 分担金及び負担金	4,731,000	0	0	4,731,000			4,731,000	4,731,000	0	0		
1 負担金	4,731,000	0	0	4,731,000			4,731,000	4,731,000	0	0		
1 負担金	4,731,000	0	0	4,731,000	1 関係市町村負担金		4,731,000	4,731,000	0	0	0	白河市 表郷村 大信村 3,785,000 568,000 378,000
2 県支出金	8,000,000	0	0	8,000,000			8,000,000	8,000,000	0	0		
1 県補助金	8,000,000	0	0	8,000,000			8,000,000	8,000,000	0	0		
1 県補助金	8,000,000	0	0	8,000,000	1 県補助金		8,000,000	8,000,000	0	0	0	広域行政体制整備推進事業交付金
4 諸収入	1,000	0	0	1,000			1,000	2,390	0	0		
1 諸収入	1,000	0	0	1,000			1,000	2,390	0	0		
1 諸収入	1,000	0	0	1,000	1 雑入		1,000	2,390	0	0	0	雇用保険納付金 預金利子等 2,383 7
収 入 合 計	12,732,000	0	0	12,732,000			12,732,000	12,733,390	0	0		

平成15年度 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算事項別明細書

支出

(単位:円)

款 項 目	算 額				現 計	額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
	予		算			区 分	金 額				
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減							
1 協議会費	12,482,000	0	0	23,000	12,505,000		11,830,060	0	674,940		
1 協議会費	12,482,000	0	0	23,000	12,505,000		11,830,060	0	674,940		
1 協議会費	12,482,000	0	0	23,000	12,505,000						18節から11節へ流用
4 共済費						23,000	22,565	0	435		18節から14節へ流用
7 賃金						342,000	340,585	0	1,415		社会保険料 雇用保険料
8 報償費						432,000	402,000	0	30,000		臨時職員賃金 協議会委員報償
9 旅費						370,000	211,880	0	158,120		普通旅費
11 需用費						1,266,000	1,262,775	0	3,225		消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕費 食糧費
12 役員費						183,000	152,684	0	30,316		通信運搬費 手数料 保険料
13 委託料						8,558,000	8,363,400	0	194,600		新市将来構想策定業務 財政シミュレーション作成業務 住民アンケート調査業務 事務事業一元化業務 会議録作成業務 事務所清掃業務
14 使用料及び賃借料						399,000	398,832	0	168		会場使用料 事務機使用料
18 備品購入費						932,000	675,339	0	256,661		庁用器具等購入費
2 予備費	250,000	0	0	△ 23,000	227,000			0	227,000		
1 予備費	250,000	0	0	△ 23,000	227,000			0	227,000		
1 予備費	250,000	0	0	△ 23,000	227,000			0	227,000		共済費へ充用
支 出 合 計	12,732,000	0	0	0	12,732,000		11,830,060	0	901,940		

監 査 報 告 書

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の収入支出決算を監査した結果、下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算

2 監査の期日

平成16年5月20日

3 監査した書類

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算書、同事項別明細書、通帳及び関係帳簿類

4 監査の結果

監査に付された平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算書、同事項別明細書の計数は、関係帳簿と符合し、かつ、正確であり、予算の執行も適正であると認めた。

平成16年5月20日

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

監 事 金 内 貴 弘 ⑩

監 事 滝 田 知 守 ⑩

監 事 橋 本 良 示 ⑩

報告第15号

住民意識調査実施結果について

「市町村合併に関するアンケート調査」の実施結果について、別紙のとおり報告します。

報告第16号

住民説明会開催結果について

白河市、表郷村、大信村の各市村が開催した市町村合併に関する地域住民説明会の開催概要について別紙のとおり報告します。

第5回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

協議事項

協議第17号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会補正予算
(第1号)(案)について

協議第17号

平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会補正予算（第1号）（案）

1 総括

【収入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1	902	903
収入合計	5,638	902	6,540

【支出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 予備費	111	902	1,013
支出合計	5,638	902	6,540

2 収入

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 繰越金	1	902	903		902	
1 繰越金	1	902	903		902	
1 繰越金	1	902	903	1 繰越金	902	平成15年度繰越金

3 支出

(単位:千円)

款 項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				県支出金	そ の 他				
2 予備費	111	902	1,013			902		902	
1 予備費	111	902	1,013			902		902	
1 予備費	111	902	1,013			902	1 予備費	902	

第5回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

継続協議事項

協議第14号 白河市、表郷村、大信村の庁舎機能について

協議第15号 法定協議会への移行について

協議第14号 (継続協議)

白河市、表郷村、大信村の庁舎機能について

提案内容

新市における庁舎機能については、現在の3市村の庁舎を利活用するとともに、合併による行財政の効率的・効果的な運用を図るため、管理部門に関しては統合化を推進しながら、住民に直接関係する部門に関しては、住民生活に密着した行政サービス及び地域課題への対応に支障をきたすことのないよう総合支所方式を基本に調整を図るものとする。

合併時の庁舎利用方式

利用方式	概要	メリット	デメリット
本庁舎方式	(新設する場合) 3市村の行政機能を1箇所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設に多大な費用が必要となる。
	(既存庁舎を利用する場合) 既存の各庁舎をそのまま、又は増改築し行政機能を1箇所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が図られる。 ・既存施設の利用のため、費用が少なくすむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。
分庁舎方式	行政機能を分割し、既存の各庁舎に振り分ける方式 (例) 総務部門⇒旧〇〇庁舎 教育部門⇒旧〇〇庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の利用のため、費用が少なくすむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門ごとに窓口が分散するため、住民にとっては不便となりやすい。 ・庁舎管理上は非効率である。 ・各部門の連携がとりにくい。
総合支所方式	管理部門（総務・企画財政等）及び事務局部門（議会・教育委員会・選挙管理委員会等）を集約するが、残りの部門はそのまま各庁舎に残す方式	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供でき、違和感を与えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市村単位での行政という印象が強く残り、新市の一体感が醸成されにくい。

協議第15号 (継続協議)

法定協議会への移行について

提案内容

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の検討結果を踏まえ、白河市、表郷村及び大信村は、市町村建設計画及びその他合併に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく法定協議会に移行する。

なお、法定協議会の移行については、白河市、表郷村及び大信村の議会における法定協議会の設置議案及び関連予算案の可決後速やかにこれを行うものとする。

参考資料

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村（以下「3市村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、白河市・表郷村・大信村合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3市村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3市村の合併に関し必要な事項の協議

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、白河市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3市村の長が協議し、次条第1項第1号の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 3市村の長及び助役
- (2) 3市村の議会の議長及び副議長
- (3) 3市村の議会がそれぞれ推薦する議員 各1名
- (4) 3市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者 各5名

2 前項第1号の規定にかかわらず、助役を置かない市村においては、当該市村長の指定する者とする。

- 3 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 3市村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じ、第3条に規定する協議会の事務について助言することができる。

3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(委員以外の者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の聴取をすることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3市村の長が協議して定めた者をもって充てる。ただし、福島県が第4条に定める協議会事務所に職員を駐在させる場合は、当該職員をもって充てることができる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、3市村が協議して負担する。

(財務)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、3市村の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮り、これを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年 月 日から施行する。

参考資料

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書(案)

白河市・表郷村・大信村（以下「3市村」という。）は白河市・表郷村・大信村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する3市村の長が協議して定める事項及びその他の事項について、下記のとおり協定する。

記

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について
会長には、白河市長 成井英夫を選任する。
副会長には、表郷村長 滝田国男
大信村長 渡部泰夫を選任する。
- 2 規約第8条第1項に規定する顧問について
福島県県南地方振興局長 友部俊一氏
福島県市町村領域広域行政グループ参事 斎須秀行氏 とする。
- 3 規約第12条第2項に規定する事務局の職員について
別紙「事務局職員名簿」のとおりとする。
- 4 規約第14条に規定する協議会の経費について
協議会の経費は、3市村の負担金及びその他の収入をもって充てる。
3市村の負担金については、均等割及び人口割とし、均等割については3市村それぞれ5,000千円、それ以外の額については人口割（白河市80%、表郷村12%、大信村8%（平成12年国勢調査人口））で算出した額とする。
- 5 正副会長会議の開催について
必要に応じ、正副会長による会議を開催するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書3通を作成し、3市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年 月 日

白河市長

表郷村長

大信村長

別紙

事務局職員名簿

職 名	氏 名	所 属
事務局長	木 村 全 孝	白河市
事務局次長 (総務・調整担当)	加 藤 俊 夫	白河市
総務班長	秦 啓 太	白河市
総務班主任	遠 藤 修 一	白河市
事務局次長 兼計画班長	角 田 一 郎	表郷村
計画班主任	森 健 志	大信村
計画班主任	鈴 木 亮	白河市
事務局次長 兼調整班長	鈴 木 昌 美	大信村
調整班主任	菊 地 浩 明	白河市
調整班主任	鈴 木 正 和	表郷村

参考資料

平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会予算(案)

1 総括

【収入】

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1 負担金		23,349
	1 負担金	23,349
3 諸収入		1,009
	1 預金利子	1
	2 雑入	1,008
収入合計		24,358

【支出】

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1 運営費		9,923
	1 会議費	3,915
	2 事務費	6,008
2 事業費		13,935
	1 事業費	13,935
3 予備費		500
	1 予備費	500
支出合計		24,358

2 収入

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	23,349					
1 負担金	23,349					
1 負担金	23,349			1 関係市村負担金	23,349	23,349
						・均等割 15,000 白河市 5,000 表郷村 5,000 大信村 5,000 ※市町村合併推進体制整備費補助金(合併準備補助金)分として ・人口割 8,349 白河市 6,679 80% 表郷村 1,002 12% 大信村 668 8% 合計 白河市 11,679 表郷村 6,002 大信村 5,668
3 諸収入	1,009				1,009	
1 預金利子	1				1	
1 預金利子	1			1 預金利子	1	預金利子等
2 雑入	1,008				1,008	
1 雑入	1,008			1 雑入	1,008	白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の精算金 1,000 雇用保険個人負担分 8
収入合計	24,358				24,358	

3 支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 運営費	9,923					
1 会議費	3,915					
1 協議会費	3,915			1 報酬	2,448	・委員報酬 2,448
				11 需用費	110	・消耗品費 32 ・食糧費 78
				12 役務費	39	・保険料 39
				13 委託料	1,003	・会議録作成業務 1,003
				14 使用料及び賃借料	315	・会場使用料 150 ・事務機使用料 165
2 事務費	6,008					
1 事務局費	6,008			4 共済費	174	・社会保険料 145 ・労災保険料 29
				7 賃金	1,278	・臨時職員賃金 1,278
				9 旅費	114	・普通旅費 114
				11 需用費	1,483	・消耗品費 730 ・燃料費 103 ・印刷製本費 50 ・光熱水費 500 ・修繕費 100
				12 役務費	512	・通信運搬費 474 ・手数料 10 ・保険料 28
				13 委託料	114	・事務所清掃委託 114
				14 使用料及び賃借料	1,000	・事務機使用料 1,000
				18 備品購入費	95	・庁用器具等購入費 95
				19 負担金補助及び 交付金	1,200	・福島県派遣職員超過勤務・休日 勤務手当負担金 1,200
				27 公課費	38	・自動車重量税 38
2 事業費	13,935					
1 事業費	13,935					
1 事業推進費	13,935			8 報償費	500	・講師謝礼 500
				11 需用費	2,371	・消耗品費 50 ・印刷製本費 2,321
				12 役務費	18	・手数料 18
				13 委託料	11,046	・事務事業一元化業務 756 ・新市建設計画策定支援業務 5,880 ・新例規立案・策定支援業務 1,575 ・電算事業統合化計画策定支援業務 2,835
3 予備費	500					
1 予備費	500					
1 予備費	500			1 予備費	500	
支出合計	24,358				24,358	

合併協議スケジュール案

		法定合併協議会(10ヶ月)										平成17年度(合併準備期・合併期日)		
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降		
		第1回	第2回	第3回 第4回	第5回 第6回	第7回 第8回	第9回 第10回	第11回	第12回	第13回	第14回			
合併協議会	任意合併協議会 5月まで	新市誕生												
	協議会開催予定 新市民説明会 市長・副市長の 将来構想の 発表・配布	以降必要に応じて開催												
事務局の仕事 県との協議事項等	新市建設計画 策定方針案の協議	合併協議会廃止の議決												
	新市建設計画 策定方針案の協議	合併協議書の調印												
財政シミュレーション	新市建設計画 策定方針案の協議	協定項目の協議・決定												
	新市建設計画 策定方針案の協議	協定書の決定												
新市将来構想・新市建設計画の策定	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の県への正式協議												
	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画を県知事に正式送付												
事務事業一元化	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の県への事前協議												
	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画(案)、財政計画(案)を県に説明												
新例規立案・策定	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												
	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												
合併協議会たよりの編集・印刷・配布	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												
	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												
住民説明会	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												
	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												
電算統合	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												
	新市建設計画 策定方針案の協議	新市建設計画の策定												

任意協議会における協議事項（決定経過）

第1回協議会

白河平安閣（白河市） 平成16年1月23日（金）午後1時30分

協議第1号 協議会運営規定について	原案のとおり承認
協議第2号 協議会日程について	1.現時点において月末開催とする。 2.開催会場は、中間地点の白河市での開催と三市村持ち回りの開催の2案が考えられるが、とりあえず、第2回は表郷村で開催し、その上で不都合があれば再度検討する。
協議第3号 第2回協議会開催日程について	原案のとおり承認 (平成16年2月26日（木）午後3時30分から白河関の里において開催)

第2回協議会

白河関の里（表郷村） 平成16年2月26日（木）午後3時30分

協議第4号 事務事業調整方針について	原案のとおり承認 住民負担に関する内容を先行して調整する件に関しては、正副会長に一任。 正副会長一任事項（第3回協議会で会長から報告） 住民負担に関する事項については、新市における財政的検討も行う必要があることから、事務担当者のレベルからの協議を行うこととなるために、一定の検討期間は必要である。住民負担に関する項目については、今後の事務事業調整の中で優先的に進めながら、10月には協議会で審議できるようにする。
協議第5号 新市将来構想策定方針について	原案のとおり承認 合併により懸念される事項に対する解決策を盛り込む方向性で考えていく。

<p>協議第 6 号 住民意識調査の実施について</p>	<p>原案のとおり承認</p>
<p>協議第 7 号 第 3 回協議会開催日程について</p> <p>その他 他の町村から協議会への参加意思が示された場合の対応は。 (質問・意見のうち正副会長にて協議することとしたもの)</p>	<p>原案のとおり承認 (平成 16 年 3 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分から大信村農村環境改善センターにおいて開催)</p> <p>正副会長間で協議が必要だが、会長としては、3 市村の任意協議会の運営を第 1 に考えていく。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>正副会長協議結果 (第 3 回協議会で会長から報告) 他の町村から参加意思が示された場合は、原則として承認する。ただし、平成 17 年 3 月までの知事への申請との時間的な制約から、個別項目の調整については、3 市村での協議結果に合わせるということを原則とさせていただきます。</p> </div>

第 3 回協議会

大信村農村環境改善センター (大信村) 平成 16 年 3 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分

<p>協議第 8 号 規約の一部を改正する規約について</p>	<p>原案のとおり承認</p>
<p>協議第 9 号 協議会事業計画案について</p>	<p>原案のとおり承認 必要に応じて臨時会を開催することとした。</p>
<p>協議第 10 号 協議会予算について</p>	<p>原案のとおり承認</p>
<p>協議第 11 号 新市将来構想について</p>	<p>原案のとおり承認 3 市村の財政状況について、資料作成し、次回協議会において報告することとした。 概要版の背表紙の今後の予定図について、レイアウト等の変更について正副会長に一任された。</p>

	<p>正副会長一任事項（４月９日付けで各委員に送付） 背表紙図表のうち法定協議会及び知事への申請時期を明記し、左端の年標記を削除。時間的経過が分かるよう矢印の長さを調整。</p>
<p>協議第１２号 住民意識調査について</p>	<p>原案のとおり承認</p> <p>①アンケート調査の内容が基本構想の内容と重複しており、調査する意味が無い②基本構想に対する感想等を求める内容に③アンケート送付時に概要版も同封した方が良い④財政論優先の問いは好ましくない 等の意見に対しては正副会長会で再検討することです承を得た。</p> <p>正副会長一任事項（４月９日付けで各委員に送付） 調査票の冒頭文書に新市建設計画に反映させることを明示。問６の設問内容は、調査の範囲を超えているものとして削除。 費用が過大となることから概要版の同封は取り止め、別紙に将来構想概要版を参考にして回答してほしいという文章を同封し、概要版が未着の場合は別送する旨を記載した。</p>
<p>協議第１３号 第４回協議会開催日程について</p>	<p>原案のとおり承認</p> <p>（平成１６年４月２７日（火）午後１時３０分から白河市役所において開催）</p>
<p>その他 合併の方式について</p>	<p>正副会長においては、合併の方式を新設合併とするという申し合わせをしていることを報告。</p>

第４回協議会

白河市役所正庁（白河市） 平成１６年４月２７日（火）午後１時３０分

<p>協議第１４号 庁舎機能について</p>	<p>総合支所方式とする提案に対して、意見交換をしたが、調整を要する為、次回への継続審議となった。</p>
----------------------------	---

<p>協議第15号 法定協議会への移行について</p>	<p>法定協議会への移行についてはアンケート結果、住民説明会結果を元に次回の協議会において再度協議することとし、継続審議となった。</p>
<p>協議第16号 第5回協議会開催日程について</p>	<p>原案のとおり承認 (平成16年5月27日(木)午後1時から白河関の里において開催)</p>
<p>その他 事務事業調整項目について住民負担に関する内容を先行できないか。</p>	<p>事務事業調整には時間を要するが、協議スケジュールについて再度調整し、住民負担に関する項目を先行協議できるように配慮することとした。</p>